国土交通省、環 境 省、防 衛 省)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号外 務 省、財 務 省、文部科学省、令第一号内 閣 府、総 務 省、法 務 省、

行 政 手 続 等 12 お け る 情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用 に 関 す る 法 律 平 成 + 兀 年 法 律 第 百 五 + 号) 第三 一条第 項 反

び 第四 項 \mathcal{O} 規定 に 基 づ き、 並 び に フ 口 ン 類 \mathcal{O} 使 用 \mathcal{O} 合 理 化 及 び 管 理 \mathcal{O} 適 正 化 に 関 す る法律 平 成 十三年 法 律

第六十四 ·四 号) を実施するため、 フ 口 ン 類 算 定 漏 え V 量 等 \mathcal{O} 報告等に 関 す うる命が 令 \mathcal{O} 部 を改 正す る命令を 次 \mathcal{O}

ように定める。

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 山本 早苗

務大臣 岩城 光英

法

、務大臣 岸田 文雄

外

務大臣 麻生 太郎

財

第二号)の一 部を次のように改正する。

フ 口 ン

類

算

定 漏

え

1 量

等

 \mathcal{O}

報告

1等に関う

する命令

フ

口

ン

類算

定

漏

え

1

量 等

 \mathcal{O}

報告等に

関する命

0

部を改

正

す る 命 令

> 文部 科学大臣 馳

> > 浩

厚 生 労 働 大 臣 塩 崎 恭 久

農 林 水 産 大 臣 森 Щ 裕

経 済 産 業大 臣 林 幹 雄

1土交通-大臣 石 井 啓

玉

環境. 大 臣 大塚 珠 代

防 衛 大 臣 中 谷 元

1(平成二十六年外内

国土交通省、 学生労働省、 外 閣 府、 環農財総 防経文法 済部 衛産料 業学省省、

令

- 2 -

第三条中「次条及び第六条において」を「以下」に改める。

本則に次の四条を加える。

電 子 情 報 処 理 組 織 に ょ る申 請 等 \mathcal{O} 指 定

第 九条 この 命令 に お 1 て、 行 政 手 続等に お ける情 報通 信 の技術 \mathcal{O} 利用 に関う する法律 平 成十 匹 年 法 律第百

五 十一 号。 以下この条、 第十 条及び第十二 条に お V) 7 「 情 報 通 信 技 術 利 用 法 とい う。 第三条第

項

 \mathcal{O} 規定に基づき、 電子 情 報処 理 組織 (同 項 E 規定す 、る電子は 情 報 処 理 組 織 をいう。 以下 同 Ü を使用 して

行 わ せ ることが できる 申 請等 信情 報 通 信 技 術 利 用 法 第二 条第六号に · 規 定す る申 請 等 を 7 う。 は、 法 第十

九 条 第 項の 規 定 に ょ る 報告 及 び 法第二十三条第 項 \mathcal{O} 規 定 に しよる提品 供 〇 以 下 報告等」 という。)

る。

(事前届出)

第 + 条 電 子 情 報 処 理 組 織 を使用 して 報告等を行おうとする特 定 漏 え V) 者は、 様 式 第四 に による電 子情 報 処 理

組 織 使 用 届 出 書 を 環境 大 臣 又 は 経 済 產 業大 臣 に あ 5 か じ 8) 届 け 出 な け れ ば なら な \ <u>`</u>

環 境 大 臣 又 は 経 済産 業 大臣 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る届 出 Iを受理 L たときは 当 該 届 出 を L た特定漏 え ٧١ 者

2

に識別符号を付与するものとする。

3 第 項 \mathcal{O} 規 定 に よる 届 出 を L た特 定 漏 え 1 者 は、 届 け 出 た 事 項に 変更が あ ったとき又 は 電 子 情 報 処 理 組

織 \mathcal{O} 使 用 を 廃 止 す るときは、 遅滞 なく、 様 式 第 五. 又 は 様 式第六に ょ り その旨 を 環 境 大臣 又 は 経 済 産 業 大臣

に届け出なければならない。

4 環境 大臣又は 経 済産 業大臣 は、 第 項の 規定による届出をした特定漏えい 者が :電子: 情 報処 理 組 織 \mathcal{O} 使用

を 継 続することが 適当で、 ない と認めるときは、 電子情 報 処 理 組 織 \mathcal{O} 使 用を停止することができる。

(報告等の入力事項等)

第十 条 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 L て 報告等 を行 おうとす Ś 特 定 漏 え V 者 は、 当 該 報 告 等 を 書 面 情 報

通 信 技 術 利 用 法 第二条第三号に規定する書 面等をいう。) に より行うときに記 載すべきこととされ 7 1 る

事 項、 前 条第二 項の規定により付与され た識 別符号及び当該 (特定漏) えい 者がその使用 に 係 る電 子 計 算 機 に

お 1 て 設 定 L た 暗 証 符 号 次 条 たにお 1 て 暗 証 符号」という。 を、 当該 電 子 計算機 から入力して、 当 該

報告等を行わなければならない。

(報告等において名称を明らかにする措置

第十二条 報告等においてすべきこととされている署名等 (情報通信技術利用法第二条第四号に規定する署

名等をいう。)に代 わ るものであって、 情報 通 信 技術 利 用 法 第三条第 匹 項 に 規定する る主務省令で定 \Diamond るも

のは、 第十条第二 項 0 規定に、 ょ り 付与され た 識 別符号及 び 暗 証符号を電子 , 情 報 処 理 組 織 を使用して報告等

を行おうとする特定漏 えい · 者 の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

様式に次の三様式を加える。

様式第4 (第10条第1項関係)

※受理日	年	月	日
※整理番号			

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

(環境大臣) (経済産業大臣) 殿

提出者 住 所 〒 (ふりがな) 氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条 第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード						
特定漏えい者の名称						
特定漏えい者の所在地		₹				
担当者	部 署					
	(ふりがな) 氏 名					
	電話番号					
	メールアドレス					

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。

- 2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
- 3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
- 4 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
- 5 本様式の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※受理日	年	月	日
※整理番号			

電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

(環境大臣) (経済産業大臣) 殿

提出者 住 所 〒 (ふりがな) 氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条 第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたの で届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード						
特定漏えい者の名称					l.	•
特定漏えい者の所在地		₹				
担当者	部 署					
	(s p n x s) 氏 名					
	電話番号					
	メールアドレス					

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。

- 2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
- 3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
- 4 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
- 5 本様式の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※受理日	年	月	日
※整理番号			

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

(環境大臣) (経済産業大臣) 殿

提出者 住 所 〒 (ふりがな) 氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条 第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号()

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード						
特定漏えい者の名称						
(* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		₹				
担当者	部 署					
	(*) f					
電話番号						
	メールアドレス					

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。

- 2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
- 3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
- 4 識別符号の欄には、第10条第2項に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が付した識別符号を記載すること。
- 5 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏 えい者ごとに付された番号を記載すること。
- 6 本様式の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附

則